

第 19 号議案

足立区生活保護適正実施協議会条例

上記の議案を提出する。

平成 25 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区生活保護適正実施協議会条例

(設置)

第 1 条 足立区の生活保護における被保護者の自立支援及び適正実施を推進するため、区長の附属機関として、足立区生活保護適正実施協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査・研究・協議し、答申する。

- (1) 被保護者の就労による自立支援の推進に関すること。
- (2) 生活保護における不正受給対策、医療扶助等の適正実施の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、生活保護適正実施の推進に関し必要な事項

2 協議会は、生活保護適正実施の推進に関し、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 協議会は、区長が委嘱又は任命する委員 14 人以内をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、規則で定めるところにより、選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区生活保護適正実施協議会	日額 8,000円
----------------	-----------

(提案理由)

足立区生活保護適正実施協議会を設置するとともに、規定を整備する

必要があるので、この条例案を提出いたします。